平成２５年（フ）第２５８号
兵庫県姫路市南畝町２丁目60番地２ネオハイツ姫路駅前603
債務者　お肉とお魚料理やまもとこと　山本　昌平
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２５９号
兵庫県姫路市南畝町２丁目60番地２ネオハイツ姫路駅前603
債務者　山本　光子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７４号
奈良県大和郡山市小泉町４番地43
債務者　豊澤　玲子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８５号
福岡県久留米市安武町安武本1232番地３
債務者　井上　裕朗
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１０７号
福岡県小郡市小郡1368番地５　多田アパート102号、前住所福岡県小郡市寺福童490番地１
債務者　多田　良子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１４号
福岡県うきは市浮羽町古川1123番地８、前住所宮崎県宮崎市大字島之内9206番地
債務者　伊藤由香理
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１６号
福岡県小郡市希みが丘２－３－10　フリーデン８－102号、前住所佐賀県鳥栖市宿町1283番地１　杏105
債務者　安武　和昭
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目13番33号
債務者　山崎　芳子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目40番15―507号
債務者　焼山　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
鹿児島県鹿児島市真砂本町18番８号　ハイツ幸401号
債務者　菊水　久男
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目52番８号　徳永アパート102号
債務者　前原ユリ子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目12番32号　三竹ビル301号
債務者　前原　竜也
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目28番１号
債務者　奥村　家久
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目41番12号　真砂ビル６Ｆ602号
債務者　松元　伸也
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目41番12号　真砂ビル６Ｆ602号
債務者　松元　安紀
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９号
秋田県大館市東台５丁目３番５号、前住所秋田県大館市字代野199番地１　シャルムアバンツァートⅡ203、前々住所埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地７　エイトパル203
債務者　田村世知子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　秋田地方裁判所大館支部